



## 富里市犯罪被害者等支援条例を制定

～～ 被害者に寄り添い更なる支援を ～～

犯罪被害者等支援に関する基本理念や責務、支援の基本となる事項を定める条例を制定し、犯罪被害に遭われた方にとって最も身近な窓口として、犯罪被害者支援を総合的に推進します。

### 1 支援の概要

条例の規定に基づき、必要な情報提供や犯罪被害者等支援に関する啓発などを行うほか、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減、居住の安定及び二次的被害防止を図るため支援金等を支給します。

#### (1) 支援金等の対象となる犯罪被害

令和7年4月1日以降に発生した刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為で、警察への照会等により客観的に確認できるもの（殺人、傷害、性犯罪※など故意の犯罪行為）

#### (2) 支援金等の額

①遺族支援金 30万円

②重傷病支援金 10万円

1か月以上の加療を要する負傷又は疾病

③性犯罪※被害支援金 10万円

※不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致傷、これらの未遂

④転居費用等助成 20万円(上限額)

上記①～③の支給対象となり、従前の住居に居住することが困難又は従前の住居を復旧する必要がある場合に引越しに係る運送費用、クリーニング費用等を助成

### 2 施行日 令和7年4月1日



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョっとちゃん」

問合せ先  
担 当 総務部市民活動推進課市民安全班  
担当者 三浦  
電 話 0476-93-1117【直通】  
FAX 0476-93-4123  
メール shiminkatsudou@city.tomisato.lg.jp